

お客さま各位

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の一部改訂について

当社は、成年年齢引き下げにともない、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」について、以下のとおり一部改訂いたしましたのでご案内いたします。

1. 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2022年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、<u>2022年4月1日</u>より、本文中の「<u>19歳</u>」を「<u>17歳</u>」に読み替えます。また、<u>2023年1月1日</u>より、本文中の「<u>20歳</u>」を「<u>18歳</u>」に読み替え、<u>2023年1月1日</u>時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>2021年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、<u>(追加) 2023年1月1日</u>より、本文中の「<u>20歳</u>」を「<u>18歳</u>」に、「<u>19歳</u>」を「<u>17歳</u>」に読み替えます。その場合、<u>2023年1月1日</u>時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上